

条 例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年埼玉県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第二条第一項第七号又は第八号」を「第二条第一項第四号又は第五号」に改める。

第三条第一項を削り、同条第二項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項ただし書」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2 法第十三条第一項第一号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同項第一号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

- 一 十二月二十五日から翌年の一月八日までの日 県内の全地域
- 二 前号に掲げるもののほか、埼玉県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める日 公安委員会規則で定める地域及びその他の地域であつて次条第一項に規定する地域

第三条の二の見出し中「午前一時まで」を「午前零時以後において」に改め、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第二号」に、「午前一時まで」を「午前零時以後において」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「以下「令」を「第六条第二項において「令」に、「第七条」を「第八条」に、「以下「ぱちんこ屋等営業」を「次条において「ぱちんこ屋等営業」に改める。

第四条中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「第三条第一項各号」を「第三条第二項各号」に改め、「掲げる」の下に「習俗的行事その他の」を加え、「（）まで」を「（）に改める。

第五条第一項の表中「日出時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に、「日没時から午後十時まで」を「午後六時から翌日の午前零時前」に、「午後十時から翌日の日出時まで」を「午前零時から午前六時まで」に改める。

第六条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「第十一条」

を「第十五条」に改め、同項第二号中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第三項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、同条第四項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項第一号及び第三号から第六号まで並びに第二項第二号及び第三号の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

第七条を次のように改める。

(年少者の立入りの制限)

第七条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時から午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせないようにしなければならない。ただし、午後六時から午後八時までの時間において保護者（埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第三条第二号に規定する保護者をいう。）が同伴する場合は、この限りでない。

第十条中「日出時」を「午前六時」に改める。

第十条の四の次に次の三条を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)

第十条の五 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号に規定する条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

一 公安委員会規則で定める地域

二 第二条第一項第二号の表の上欄に掲げる病院、診療所、児童福祉施設（深夜において入所させるものに限る。）及び特別養護老人ホームの施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる別表に掲げる第五種地域に定める距離の範囲の外側にある地域

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第十条の六 特定遊興飲食店営業者は、県内の全地域において、午前五時から午前六時までの時間において、その営業を営んではならない。

(深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値)

第十条の七 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音に係る数値は、第五条第一項の表上欄に掲げる別表に掲げる第三種地域、第四種地域及び第五種地域下欄に掲げる午前零時から午前六時までに定める数値とする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条に規定する条例で定める深夜における特定遊興飲食店営業に係る振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

第十一条第一項中「午後十時から翌日の日出時まで」を「午前零時から午前六時まで」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（風俗環境保全協議会を設置する地域）

第十三条 法第三十八条の四第一項に規定する条例で定める地域は、公安委員会規則で定める地域とする。

別表中「第十二条関係」を「第十条の五、第十条の七、第十一条、第十二条関係」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。